

## 5 地域自治システムの構築に向けて

### (1) 地域自治システムを実現していくために

地域の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の人たちが地域のことについて気軽に話し合い、情報共有することができる開かれた場（ラウンドテーブル）を持つ。</li> <li>これまでの地域の活動をふりかえり、内容や組織運営を改善したり、新しい活動を始めたりすることにより、地域に関心を持つ人（新たな参加者）を増やしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策大綱や施策、組織体制、文化、職員の意識など、行政を取り巻く一切を地域起点に変えていく。</li> <li>地域の自発性・主体性を引き出すための支援を積極的に行う。</li> <li>全市一斉に一律の地域自治組織を立ち上げるのではない。</li> </ul>

## 参 考

### (1) 地域自治システム調査検討委員会

【任期】平成21年（2009年）6月10日～平成23年（2011）3月31日

【委員】10人 ※報告書作成部会（◎部会長・○部会員）

役職	名 前	所 属（委嘱時）
委 員 長	○ 相川康子	神戸大学経済経営研究所准教授
	○ 岩崎恭典	四日市大学総合政策学部教授
副委員長	加福共之	千里市民フォーラム理事
	清水高子	東泉丘小学校評議員（公募市民）
	◎ 直田春夫	（特活）NPO政策研究所理事長
	中右吉信	豊中連合自治会会長
	○ 中川幾郎	帝塚山大学大学院法政策研究科教授
	峰岸暁美	（社福）豊中市社会福祉協議会会長
	山田正典	（社福）アンデルセンてしま保育園理事長
	渡辺美代子	豊中市公民分館協議会副会長

### (2) 検討経過

平成19年度	20年度	21年度	22年度
<b>自治基本条例の施行</b> 市民主権の理念のもと、地域の課題解決の取組みは、地域の特性に応じて市民・事業者が主体的に担い、市は必要な施策を行うこと（＝地域自治の仕組みづくり）を定める。	<b>コミュニティ基本方針の策定</b> 自治基本条例に定める地域自治を実現していくために、五つの理念に基づく地域コミュニティの将来像と、これからの取組みの方向を示した。	<b>地域自治システムの調査検討</b> <small>中間報告</small> <small>報告書</small> ・地域自治システムの制度的枠組み等を明らかにする。 ・検討委員会および庁内会議を設置し、調査検討。	<b>地域フィールドワーク</b> 地域自治について意見交換し、検討に反映。東丘・上野小学校区で実施。
			<b>市民意見交換会</b> 地域の現状や市と地域の役割分担について意見交換

発行：豊中市政策企画部コミュニティ政策室 平成23年（2011年）2月（改訂版）  
 〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1 電話(06)6858-2727 ファクス(06)6858-2667  
 電子メール community@city.toyonaka.osaka.jp

# 豊中スタイルの地域自治の仕組みづくり

## 地域自治システム調査検討報告書のあらまし

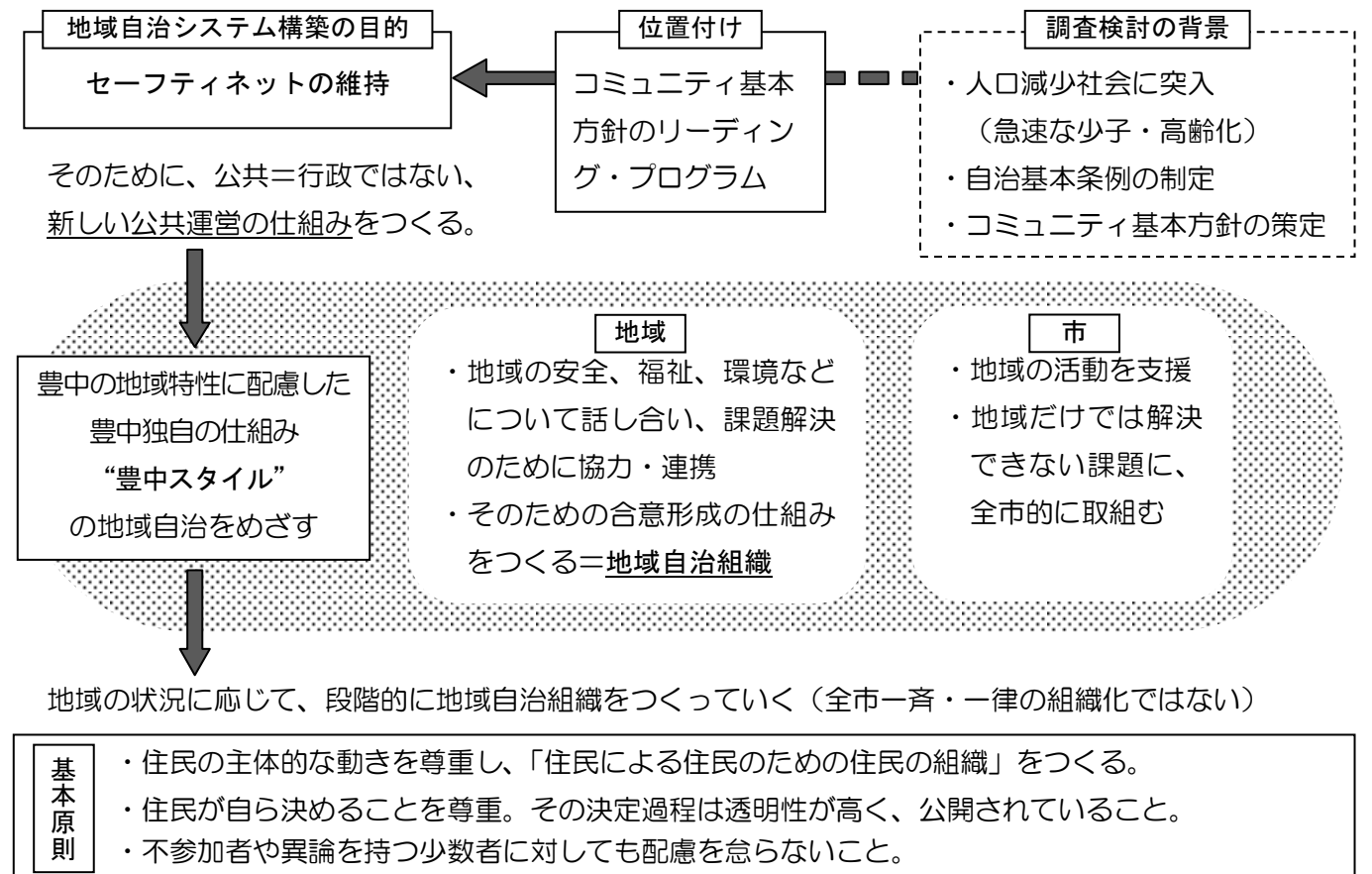
### 豊中をより良いまちに

豊中のまちは、市民のみなさんや地域の団体、NPO、事業者、行政などさまざまな人たちによって支えられています。自治基本条例には、さまざまな人たちが力を発揮し、互いに協働しながら、これからの豊中をより良いまちにするために取り組むこと、市はそのために必要な仕組みを整えることを定めています。その一つが、地域の人たちが地域に必要なことを考え、協力して実施していく「地域自治」の仕組みです。

### どんな仕組みが必要？

市は、委員会を設置し、地域の人たちが地域のことを話し合っで決めるための仕組みや、市の支援策などについて、ご検討いただきました。そのあらましをお知らせします。

## 1 地域自治システム調査検討の意義



## 2 地域自治組織のあり方

### (1) 地域自治組織とは

- その地域の住民を代表し、地域の福利向上をめざして地域課題を解決し、望ましい地域をつくっていくために設立する、住民による、住民のための、住民の組織。
- 地域の人たちが、地域の課題について考え、話し合っ、取り組み方法などを決める場となる。

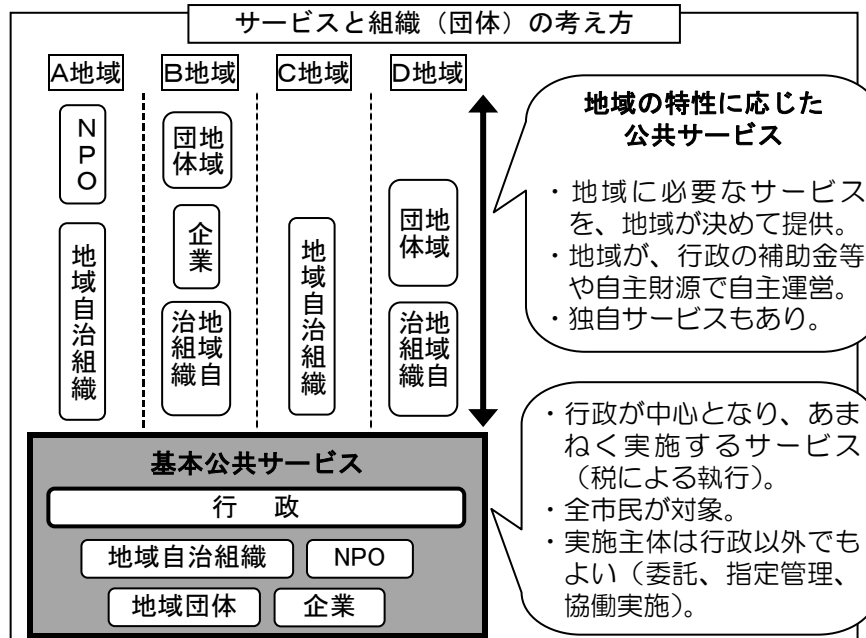
メリット	デメリット (課題)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の連携により、効果的に活動できる。</li> <li>・地域ニーズに対応した活動に取り組める。</li> <li>・地域のことは地域で決めることができる。</li> <li>・各団体の事務や役員の負担を軽減できる。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい仕組みであるため分かりにくく、理解を得るのに時間がかかる。</li> <li>・設立には地域の努力が必要 (形式的に組織をつくっただけではメリットを生み出せない)。</li> </ul>

### (2) 地域自治組織の設立・運営

根拠	法的根拠の整備が必要。
設立	住民が自発的・自主的に設立。少なくとも自治会、公民分館、校区福祉委員会が参画していること。
規約	開かれた民主的な運営のルールを定める。
構成員	地域に住む人、学ぶ人、働く人の誰もが参加できる。
範域	原則小学校区。一つの範域に一つの組織。
会計	透明性の確保。住民への説明責任を果たす。
意思決定	事案の重要度に応じて、合意形成の方法を工夫。

### (3) 地域自治組織の役割

- 地域のさまざまな団体の連絡・相互協力・連携の調整を行う。
- 地域ニーズを把握し、地域の課題を見出すことにより、地域の特性に応じた公共サービスを提供する (下図)。
- 地域を代表する、市との連絡調整・協働の窓口となる。
- 基礎的コミュニティ組織 (自治会等) の規模では実施困難で、かつ全市的に取り組むには非効率な課題に取り組む。



## 3 行政の組織体制

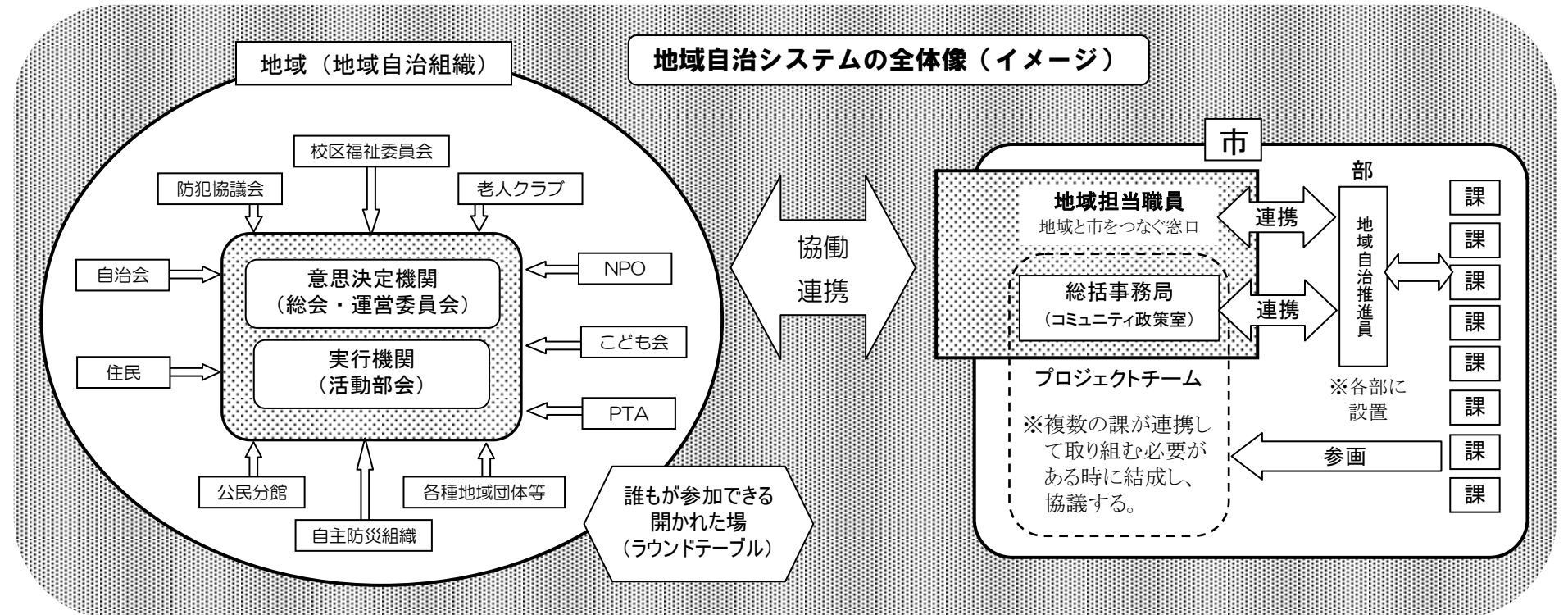
### (1) 地域担当職員の配置

- 市域を4分割し、1ブロックに2~3人を配置。
- 将来、地域自治組織の設立が一定進んだ段階で体制を見直し。

### (2) 行政に求められる変革

- 職員が地域活動や地域自治について理解を深める。
- 地域に関する情報を積極的に収集・提供し、情報共有することにより、関係課と地域担当職員が連携して地域課題に対応する。
- 組織体制や施策・事業等、すべてを地域自治の視点から見直す。

地域担当職員の役割
・地域団体の実態把握、地域に関わる情報の収集・提供
・地域自治組織の設立に向けた支援 (ラウンドテーブル等の地域の取り組み支援)
・関係部課との連絡調整・コーディネート など



## 4 地域自治組織の設立と行政支援のあり方

### (1) 行政支援のあり方

- 一斉・一律ではない、地域の多様性に応じた柔軟な支援メニューを用意。
- 支援・被支援ではない対等な関係を築き、地域自治組織の成長を促す。

### (2) 地域コミュニティの活性化に向けた補助金等のあり方

- 地域団体への補助金等の包括化や、新規の予算措置の検討が必要。
- 地域にとって使いやすい補助金等に (使途の柔軟性、積立など)。

### (3) 地域自治組織の経費と財源

- 財源は寄付金、賛助会費、参加団体からの分担金、自主事業収入、行政からの補助金・交付金・委託料など。
- 予算は原則として地域づくり計画に基づき、開かれた場で民主的に決定。

### (4) 段階ごとの地域の活動と行政の支援・活動 (概要)

初動期 (段階1)	設立準備期 (段階2)	地域自治組織 (段階3)
		(設立期) (安定期)
<b>地域の活動</b>		
情報共有 (ホームページ作成、地域総合情報紙の発行など)		
ラウンドテーブルの開催		
	地域カルテの作成・更新	
	地域づくりビジョン作成	地域づくり計画作成・実施
<b>行政の支援</b>		
市民への周知、情報提供・相談・助言		
地域連携の働きかけ (学習会、フォーラムなど)、アドバイザー等の専門家派遣		
地域の取り組みへの財政的支援		包括的補助金・交付金
<b>地域と行政の協働</b>		
委託事業・協働事業、地域の意見を施策・事業等に反映		パートナーシップ協議会